

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	国民年金基金令等の一部を改正する政令案(仮称)(国民年金基金令の一部改正に係る部分)
規制の名称	国民年金基金に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
評価実施時期	令和5年5月～6月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の国民年金基金令においては、国民年金基金に対して、その設立時に、国民年金基金の名称、事務所の所在地、理事長の氏名及び住所、地域型国民年金基金にあつてはその地区、職能型国民年金基金にあつてはその設立に係る事業又は業務の種類並びに設立の認可の年月日を公告しなければならないこととされており、これは官報に掲載して行うほか、各事務所の掲示板に掲載して行うこととされている。また、基金の名称又は事務所の所在地の変更が生じた際にも、同様に公告しなければならないこととされている(※)。</p> <p>当該規制は、官報があるものの、事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p>(※)国民年金基金の合併又は分割の公告、国民年金基金の解散等の公告及び国民年金基金連合会の行う公告は、同様の方法により行うこととされており、本事前評価の対象にはこれらの規制も含むものである。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、国民年金基金は、必要事項を設立時及びこれらの変更時にインターネット上で掲載するための対応が必要となる。 この点、国民年金基金は4基金あり、国民年金基金連合会は1個だが、これら5団体は既にインターネットを利用してサービスを行っているため、必要事項をインターネット上で掲載するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。 遵守費用総額としては、1者当たりの単価(作業員1名×2時間×時給2000円)×5=20千円程度と考えられる。 なお、インターネットから当該事項を閲覧した場合には、事務所に赴くための費用が軽減される。</p> <p>【行政費用】 厚生労働省や地方厚生局を通じて規制内容を直接周知・広報することにより十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。

費用と効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
代替案との比較	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
その他の関連事項	事前に本件対応により発生する事務負担や費用等について定量的に説明し、議論を行っている。また、事業者への事務負担等を最小限に抑えている。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。